

指定認知症対応型通所介護 運営規程

【富士市 指定 2292300080 号】

社 会 福 祉 法 人 富 士 厚 生 会

デイサービスセンター なかざと

第1章 事業の目的と運営方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人富士厚生会が開設するデイサービスセンター なかざと（以下、「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下、「職員」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定認知症対応型通所介護を提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業所は、介護保険法の趣旨に従い、利用者の意志及び人格を尊重し、認知症対応型通所介護計画に基づいて、認知症である利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事で、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援します。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める物とします。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとします。

- | | |
|-------|-----------------|
| 一 名称 | デイサービスセンター なかざと |
| 二 所在地 | 静岡県富士市中里2593-5 |

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| 一 管理者 | 1人 |
| 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 | |
| 二 介護職員 | 2人以上 |
| 利用者の介護 | |

※生活相談員、機能訓練指導員については、併設の指定地域密着型介護老人福祉施設に配置された生活相談員、機能訓練指導員により同等のサービス提供を行います。

第3章 営業日及び営業時間と定員

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 一 営業日 | 月曜日から金曜日までとします。（年末年始は除く） |
| 二 営業時間 | 8時30分から18時00分までとします。 |

サービス提供時間 9時30分から16時35分までとします。

第6条(利用者の定員)

事業所の利用定員数は12人とします。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第4章 設備及び備品等

第7条(食堂)

事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

第8条(機能訓練)

事業所は、目的に応じた機能訓練器具等を備え、個々に合った機能訓練を行います。

第9条(相談室)

事業所は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護に供するための相談室を設けます。

第10条(その他の設備)

事業所は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他設備及び備品を備えます。

第5章 同意と契約

第11条(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他の選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第12条(受給資格等の確認)

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第13条(指定認知症対応型通所介護の内容)

指定認知症対応型通所介護は、認知症の方が可能なかぎり居宅において日常生活を営むことができることと及び家族の負担軽減を図ることを支援します。

2 認知症対応型通所介護計画に基づき、入浴介助もしくは特別入浴介助を実施します。

- 3 認知症対応型通所介護計画に基づき、食事を提供します。
- 4 認知症対応型通所介護計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を行います。
- 5 認知症対応型通所介護計画に基づき、機能訓練、生活相談、レクリエーション、排泄の介助を行います。

第14条(サービスの取り扱い方針)

事業所は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは、改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その「認知症対応型通所介護計画」に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、「認知症対応型通所介護計画」及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る事とします。

第15条(通常の事業実施地域)

通常の事業実施地域は、富士市とします。

第16条(利用料及びその他の費用)

指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる指定地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける者としてします。
- 3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用者の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費用相当額)
 - 二 おむつ代
 - 三 教養娯楽費
 - 四 その他、指定認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当とみとめられるもの

- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第17条(利用料の変更等)

事業所は、介護保険法関連法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得る者としてします。

第7章 留意事項

第18条(食事)

指定認知症対応型通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所が提供する食事を摂取して頂きます。

第19条(喫煙)

喫煙は、事業所内の所定の場所に限ります。なお所定の場所以外は禁煙にご協力頂きます。

第20条(飲酒)

指定認知症対応型通所介護利用中の飲酒は厳禁です。

第21条(衛生保持)

利用者は、生活環境の保全のために、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第22条(禁止行為)

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 六 ハラスメント

- 2 第1項の6の行為に当たっては、当施設に掲げる「ハラスメント防止対策に関する基本方針」により対応をします。

第23条(利用者に関する市町村への通知)

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 職員の服務規程と質確保

第24条(職員の服務規程)

事業所及び職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第25条(衛生管理 感染症の発生防止及びまん延防止)

事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ちます。
- 3 インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌対策等については、その発生及びまん延を防止するため、適切な措置を講じます。

第26条(職員の質の確保)

事業所は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 第1項に掲げる研修の他、認知症を患う入所者の尊厳の保持を保障する観点から認知症対応力の向上を目的とし、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

第27条(個人情報の保護)

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、関係機関、医療期間等に対して、利用者に関する情報を提供する場合にはあらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第28条(緊急時の対応)

事業所及び職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定められた関係機関に連絡するなどの必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第29条(事故発生時の対応)

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第30条(非常災害対策)

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年12回避難、その他必要な訓練等を実施します。

第10章 その他

第31条(地域との連携)

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第32条(勤務体制等)

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、職員によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

第33条(記録の整備)

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第34条(苦情処理)

事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第35条(掲示)

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第36条(運営推進会議の設置)

事業所は、富士市職員(富士市介護保険課)、地域住民の代表(町内会長)、施設代表(施設長)、利用者家族代表で構成される運営推進会議を設置し、概ね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

- 2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

第37条(虐待の防止)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止する為、委員会の設置、指針整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

第38条(その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人富士厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

付則	この規程は、平成19年10月15日から施行します。
	この規程は、平成23年 4月 1日から施行します。
	この規程は、平成24年 4月 1日から施行します。
	この規程は、平成24年12月 1日から施行します。
	この規程は、平成25年 8月 1日から施行します。
	この規程は、令和 1年10月 1日から施行します。
	この規程は、令和 3年 4月 1日から施行します。
	この規程は、令和 5年10月 1日から施行します。